

<参考資料2> 病児・病後児保育制度の概要

(1) 事業の概要

○ 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

① 事業類型

《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児(10歳未満)を一時的に預かる事業

《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病後児(10歳未満)を一時的に預かる事業

《体調不良児対応型》 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

② 実施状況 《実施箇所数》 1,164箇所 (H20年度交付決定ベース)

(2) 市町村の責務等

○ サービス提供・給付の義務付けはない。

(※ 市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

○ 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

【保育所付設の場合】 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)

【病院付設の場合】 医療提供体制施設整備交付金

○ 事業開始規制等

(5)による補助を受けるためには、市町村より病児・病後児保育事業の指定を受けることが必要。

(3) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》 保育サービス(認可外保育施設も含む)を利用中の児童等
《体調不良児対応型》 当該保育所に通所している児童

② サービス利用の流れ

医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、病児の状態を確認した上で、受入れを決定。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村・実施施設において設定。)

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

《病児対応型》《病後児対応型》

看護師等:1名以上 (利用児童おおむね10人につき)、

保育士:1名以上 (利用児童おおむね3人につき)

《体調不良児対応型》 看護師等1名以上

○ 実施場所

《病児対応型》《病後児対応型》

・ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設であって、以下の基準を満たすもの

① 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること

② 調理室を有すること。(ただし、本体施設と兼用可能)

③ 事故防止及び衛生面に配慮されている児童の養育に適した場所であること。

《体調不良児対応型》

保育所の医務室、余裕スペース等で衛生面に配慮され、対象児童の安静が確保されている場所

○ 医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。

(5)費用負担

○ 運営主体に対する支払い（※児童育成事業（児童手当法に基づく事業主拠出金による事業））

《病児対応型、病後児対応型》

① 基本分 1か所当たり年額 150万円

② 加算分（基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算）

年間延べ利用児童数	病児対応型	病後児対応型
10人以上50人未満	50万円	40万円
50人以上200人未満	156万円	125万円
200人以上400人未満	375万円	300万円
400人以上600人未満	575万円	490万円
...
1,600人以上1,800人未満	1,775万円	1,630万円
1,800人以上2,000人未満	1,975万円	1,820万円
2,000人以上	2,175万円	2,010万円

（1か所当たり年額）

《体調不良児対応型》 1か所当たり年額 441万円

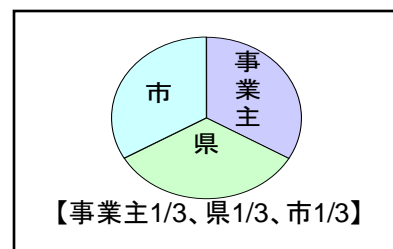
○ 費用負担

右記の割合で公費負担。（※予算の範囲内で補助する経費）

○ 費用額

《公費負担総額》 約95億円（H21年度予算ベース）

※残余は利用者負担

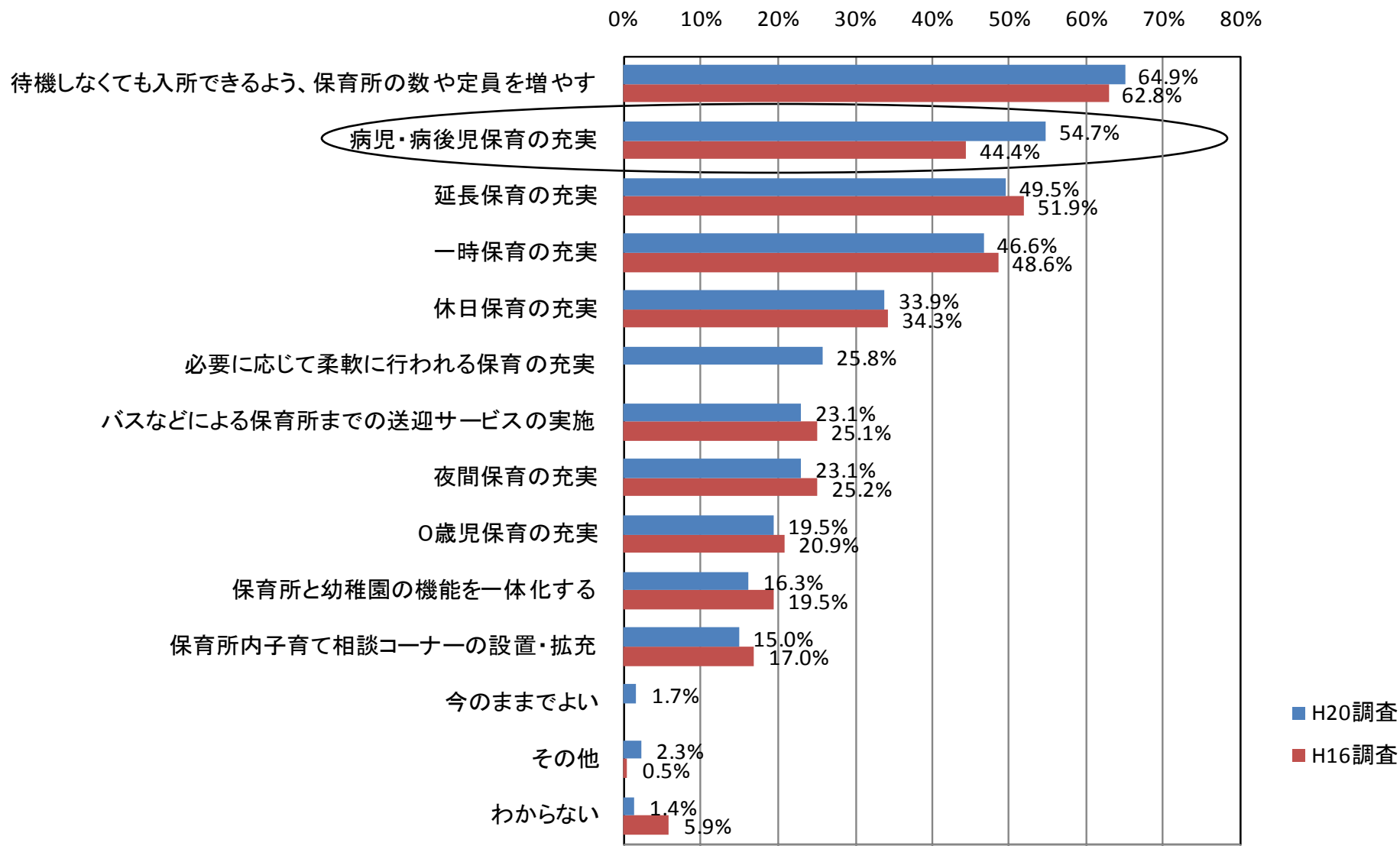


<参考> 年間延べ利用児童数ごとの施設数（H20年度交付決定ベース、体調不良児対応型除く。）

延べ利用児童数	10人未満	10～49人	50～199人	200～399人	400～599人	600～799人	800～999人	1000～1199人	1200～1399人	1400～1599人	1600～1799人	1800～1999人	2000人以上	合計
施設数	19	129	221	179	129	72	30	27	8	14	6	5	6	845

<参考資料3> 保育所のサービス充実について

○ 保育所を少子化対策にいつそう役立てていくために保育所のサービスをどのようにすることが望ましいと思うか。



(出典：内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査（平成20年）」)

<参考資料4> ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の再編について

現 行

ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
20年度予算額 375億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>
・子どもの預かり・送迎(健康な子どもを想定)

緊急サポートネットワーク事業

【委託事業】 実施主体:国
20年度予算額 541,576千円

<活動内容>
・病児・病後児の預かり及び送迎等

廃止

平成21年度

ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
21年度予算 388億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>
・子どもの預かり・送迎

病児・緊急対応強化モデル事業

・病児・病後児の預かり及び送迎等

※ 病児・緊急対応強化モデル事業はファミリー・サポート・センター本体と別団体に委託して実施することも可能。

病児・緊急預かり対応基盤整備事業

【委託事業】 実施主体:国
21年度予算 383,600千円

病児・病後児の預かり等を地域で円滑に実施する移行措置として、地域のサービス提供者の育成、ニーズ把握及び病児・病後児の預かり及び送迎等に取り組む。

※ 平成22年度までの時限措置

<参考資料5> 行動計画策定指針

●行動計画策定指針（抄）

（平成21年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）

四 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準

1 参酌標準について

（1）意義

法第七条第二項第三号においては、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準(以下「参酌標準」という。)を定めるものとされている。

参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。

（2）性質

ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦(平成二十年二月二十七日厚生労働省策定)の目標年次である平成二十九年度に達成されるべき目標事業量(以下「平成二十九年度目標事業量」という。)を設定した上で、後期計画期間の目標事業量については、当該平成二十九年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育成事業に関しては、平成二十二年度が新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度であることを踏まえて、目標事業量を定めること。

2 平日昼間の保育サービス (略)

3・4 (略)

5 病児・病後児保育

2の平日昼間の保育サービスの平成二十九年度目標事業量(定員数)を病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査等により把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成二十九年度目標事業量を設定すること。

後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

6～10 (略)